

門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領

1 設計者選定の趣旨及び目的

門川町役場庁舎については、南海トラフ巨大地震における津波浸水も想定されており、庁舎の防災拠点施設としての機能が危惧されているため、高台へ新庁舎を建設することとし、平成 29 年 7 月に、新庁舎の建設に向けた基本方針と考え方を取りまとめた「門川町新庁舎建設基本構想」を策定したところである。

このたび、新庁舎建設に係る設計業務を委託するにあたり、柔軟で高度な創造力や技術力、豊富な知識や経験などが強く求められる。更に、新庁舎は、本町の掲げる町民一人ひとりが主役の町づくりの拠点となる重要な施設でもあり、設計業務の推進に当たっては、町民、議会及び行政の意見を柔軟に取り入れながら進めていくことのできる者を選定する必要がある。

以上のことを踏まえ、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により新庁舎建設の設計者を選定するものである。

2 業務概要等

(1)業務名 門川町新庁舎建設設計業務

(2)業務内容

主な業務内容については下記の通りであるが、詳細については、別に示す「門川町新庁舎建設設計業務委託仕様書（案）」を参照すること。

① 基本計画策定支援業務

新庁舎建設工事及びこれに付帯する外構工事等の基本計画策定への支援業務

② 基本設計業務

新庁舎建設工事及びこれに付帯する外構工事等の基本設計に関する業務

③ 実施設計業務

新庁舎建設工事及びこれに付帯する外構工事等の実施設計に関する業務

④ 各種申請業務

建築遂行上必要となる法令又は条例等にもとづく資料作成、申請手続業務 等

(3)履行期間

契約締結の日から、平成 31 年 3 月 31 日まで（各種申請業務及び確認済まで）とする。

(4)発注者 門川町長 安田 修

(5)予算額 104,436 千円（消費税含む）但し、本年度による予算額は 12,528 千円とする。

(6)本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために、その取組方法等について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議のうえ開始するものとする。

(7)その他

本業務は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を適用する。

3 事業計画概要等

(1)施設 門川町本庁舎

(2)敷地

- ① 所在地 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号
- ② 面積 約 14,600 m²
- ③ 地域地区等
 - ア 用途地域 第1種中高層住居専用地域
 - イ 建蔽率 60%
 - ウ 容積率 200%
 - エ 防火地域 法22条区域

(3)建物の規模と構造

- ① 延床面積・階数 約 5,000 m²・4階建て程度
- ② 構造 本業務により決定

(4)予定建設費 2,300,000千円以内（消費税含む）

(5)新庁舎整備の基本方針

- ・ユニバーサルデザインを取り入れた人に優しい庁舎
- ・町民サービスの向上を実現する庁舎
- ・協働のまちづくりの拠点となる庁舎
- ・防災の拠点施設となる町民の安全・安心な庁舎
- ・環境共生に取り組む地球環境に優しい庁舎
- ・門川町の地域性を生かし、周辺環境と調和した庁舎

(6)アクセス道路

- ・敷地に接する道路は、町道であり道路幅員が6m程度であるため拡幅等の整備予定である。

4 参加形態及び選考方式

本業務の選考においては、代表企業枠と町内企業枠を設け、設計共同企業体（以下「JV」という。）の結成を条件として、以下の方式により行う。

- (1) 代表企業枠について、門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）による一次審査及び二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）を選考する。
- (2) 町内企業枠について、審査会による審査を実施し、候補者を選考する。
- (3) 代表企業枠の最優秀者は、町内企業枠の全ての候補者を対象にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される1者以上を選考しJVを結成する。なお、JVの構成員となる町内企業枠から選考された者の出資比率（2者以上を選考した場合は、その者の合計）は、10%以上とする。
- (4) 町は、結成されたJVを随意契約の相手方として契約の手続きを行う。

5 設計者選定の概要

- (1) 主催者 門川町
- (2) 選定方式 公募型プロポーザル
- (3) 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程
一次 審 査	募集公告	H29. 8. 29(火)
	実施要領等の配布	H29. 8. 29(火)～H29. 9. 19(火)
	入札参加資格申請書類の受付（門川町建設業者等有資格業者名簿に記載されていない者のみ）	H29. 8. 29(火)～H29. 9. 12(火)
	第1回質問（参加表明書等）の受付	H29. 8. 29(火)～H29. 9. 8(金)
	第1回質問（参加表明書等）の回答	H29. 9. 15(金)まで
	参加表明書等の受付	H29. 8. 29(火)～H29. 9. 19(火)
	一次審査及び町内企業枠審査（書類審査）	H29. 9. 29(金)
	一次審査及び町内企業枠審査結果発表（通知）	H29. 10. 2(月)
二次 審 査	第2回質問（技術提案書等）の受付	H29. 10. 2(月)～H29. 10. 10(火)
	第2回質問（技術提案書等）の回答	H29. 10. 13(金)まで
	技術提案書等の受付	H29. 10. 2(月)～H29. 10. 23(月)
	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） ※プレゼンテーション及びヒアリングは公開とする。	H29. 10. 31(火)予定
	二次審査結果発表	H29. 11. 1(水)予定

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は次のとおりである。なお、必要に応じて確認資料の提出を求めることがある。

(1) 共通要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を全て満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
- ② 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結の時までに、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 19 年門川町告示第 54 号）第 12 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑦ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(2) 代表企業枠要件

代表企業枠に応募する者は、次に掲げる全ての要件を全て満たさなければならない。

- ① 単体企業であること。
- ② 参加表明書等の提出時において、平成 28、29 年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建築士」の業種に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- ③ 平成 14 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、延床面積 5,000 m²以上の本庁舎又はその他主用途を事務所とした公共施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。

- ④ 平成 14 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、延床面積 5,000 m²以上の本庁舎又はその他主用途を事務所とした公共施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
- ⑤ 管理技術者 建築意匠主任技術者及び建築構造主任技術者に、一級建築士をそれぞれ 1 名ずつ配置（兼任は不可）できる者であること。

(3) 町内企業枠要件

町内企業枠に応募する者又はグループの構成員は、次に掲げる全ての要件を全て満たさなければならない。

- ① 門川町内に本社又は本店又は営業所を有している者であること。
- ② 平成 28、29 年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建築士」の業種に登録されていること。

(4) 代表企業枠応募者の協力者

代表企業枠の応募者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。ただし、協力者は管理技術者及び建築意匠主任担当技術者となることはできない。

(5) 応募者の制限

次に該当する者は、参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- ① 審査会の委員及びその親族
- ② 審査会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- ③ 審査会委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- ③ 審査会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者
- ④ 町内企業枠に応募する者又はグループの構成員は、本プロポーザルにおける他のグループの構成員となることはできない。
- ⑤ 代表企業枠応募者の協力者となった者及びその者の所属する事務所

7 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は失格となる。なお、町内企業枠にグループで参加する者は、当該グループの構成員が次の要件の一つでも該当する場合は、グループとして失格となる。

- (1) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - ⑤ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）
- (2) 代表企業枠応募者にあつて、他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを参観又は聴講した場合（参加者の社員その他関係者が当該行為をした場合を含む。）
- (3) 代表企業枠応募者にあつて、プレゼンテーション及びヒアリング時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合。
- (4) 審査会委員及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領等に定める手続きは除く。）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があつたと審査会が認めた場合。
- (6) 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他、本要領等の参加資格及び参加条件の要件を満たさなくなった場合。

8 事務局

門川町 新庁舎建設室

〒889-0696 宮崎県門川町本町1丁目1番地

電話：0982-63-1140（代表）内線 259

電子メールアドレス：k.sinchousha@town.kadogawa.lg.jp

9 参加手続き等

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間
 - ① 配布方法 プロポーザルに係る書類等は、門川町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）から入手するものとする。
URL:<http://www.town.kadogawa.lg.jp/administration/new-government-building/>
 - ② 配布期間 平成29年8月29日（火）から平成29年9月19日（火）まで
- (2) 第1回質問（参加表明書等）の提出
プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式第9号）を作成し、次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 平成 29 年 9 月 8 日（金）午後 5 時まで。
- ② 提出方法 事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの表題に、「門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して受信を確認すること。
- ③ 回答方法 受け付けた質問に対する回答については、随時町ホームページに掲載（最終掲示は平成 29 年 9 月 15 日（金）午後 5 時）することとし、個別の回答は行わない。

(3) 代表企業枠の参加手続き

① 参加表明書等の提出

代表企業枠への参加を希望するものは、参加表明書等の関係書類を次のとおり提出すること。なお、「平成 28、29 年度門川町建設業者等有資格業者名簿」に登録されていない者は、所定の資格申請書類を平成 29 年 9 月 12 日（火）までに提出すること（様式は町ホームページに掲載）。

ア 提出期限 平成 29 年 9 月 19 日（火）午後 5 時まで

イ 提出書類

- ・参加表明書（様式第 1 号）
- ・設計事務所及び担当チームの概要（様式第 2 号）
- ・管理技術者の経歴及び業務実績（様式第 3 号）
- ・意匠主任技術者の経歴及び業務実績（様式第 4 号）
- ・その他の主任技術者の経歴及び業務実績（様式第 5 号）
- ・協力事務所の概要（様式第 6 号）
- ・業務実施方針書（様式第 7 号）
- ・参加表明書受領書（様式第 8 号）

ウ 提出方法 事務局へ持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

エ 提出部数 様式第 1 号及び様式第 8 号は各 1 部提出、様式第 2 号から様式第 7 号までは各 2 部提出すること。

オ その他 様式第 8 号は、受付印を押印の上、提出者に返却する。なお、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

② 参加資格の審査と結果の通知

門川町長は、代表企業枠の参加表明者の参加資格を審査し、その結果を「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 21 号）」により通知する（通知方法は、文書及び電子メールによる。）。なお、参加資格を有する者は、一次審査の対象者となる。

③ 一次審査の実施と結果の通知

門川町長は、参加資格を有する参加表明者について、審査会による一次審査を実施し、その結果を平成 29 年 10 月 2 日（月）までに、「結果通知書（様式第 22 号）」により通知する（通知方法は、文書及び電子メールによる。）。なお、一次審査を通過し二次審査の対象となる参加表明者（以下「二次審査対象者」という。）に対しては、併せて、「技術提案書等提出依頼通知書（様式第 23 号）」により、技術提案書の提出を要請する。

④ 第2回質問（技術提案書等）の提出

技術提案書等の内容に関して質問がある場合は、技術提案書等に関する質問書（様式第14号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 平成29年10月10日（火）午後5時まで。

イ 提出方法 事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの表題に、「門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル技術提案等質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して受信を確認すること。

ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答については、随時町ホームページに掲載（最終掲示は平成29年10月13日（金）午後5時）することとし、個別の回答は行わない。

⑤ 技術提案書等の提出

二次審査対象者は、技術提案書等を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 平成29年10月23日（月）午後5時まで

イ 提出書類

- ・技術提案書提出書（様式第10号）
- ・技術提案書（様式第11-1～11-4号）
- ・二次審査出席者届出書（様式第12号）
- ・技術提案書受領書（様式第13号）

ウ 提出方法 事務局へ持参により提出すること。なお、提出者は指定しないが、提出「技術提案書提出依頼通知書（様式第23号）」を提示すること。

エ 提出部数 様式第10号、様式第12号及び様式第13号は各1部提出、様式第11-1～11-4号は各8部提出すること。

オ その他

- ・様式第13号は、受付印を押印の上、提出者に返却する。
- ・書類の提出時に、二次審査の順番を決める抽選を実施する。当該抽選における抽選番号の若い順に、二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

⑥ 二次審査の実施

ア 実施日 平成29年10月31日（火）予定

イ 実施場所 一次審査結果の通知と併せて別途通知する。

ウ 出席者 「二次審査出席者届出書（様式第12号）」において届け出た者のみが出席することができる。

エ 実施方法 技術提案書の内容及びその補足説明についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開とする。

オ その他 二次審査の順番及び時間については、技術提案書等提出者の抽選によって決定する。抽選は、技術提案書等の受付の際に実施し、抽選番号の若い順とする。抽選結果については電子メールにより速やかに二次審査対象者に通知する。

⑧ 二次審査結果の通知

二次審査の審査結果は、平成29年11月1日（水）まで（予定）に、「結果通知書（様式第25号）」により通知する（通知方法は、文書及び電子メールによる。）。

なお、最優秀者及び優秀者については、町ホームページにて公表するものとする。

(4) 町内企業枠の参加手続き

① 参加表明書等の提出

町内企業枠への参加を希望するものは、参加表明書等の関係書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 平成 29 年 9 月 19 日（火）午後 5 時まで

イ 提出書類

- ・参加表明書（様式第 16 号）
- ・設計事務所の概要（様式第 17 号）
- ・設計事務所の業務実績（様式第 18 号）
- ・業務実施方針書（様式第 19 号）
- ・参加表明書受領書（様式第 20 号）

ウ 提出方法 事務局へ持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。）

エ 提出部数 各 1 部提出

オ その他 様式第 20 号は、受付印を押印の上、提出者に返却するものとする。

なお、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

② 参加資格の審査と結果の通知

門川町長は、町内企業枠の参加表明者の参加資格条件を審査し、その結果を「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 21 号）」により通知する（通知方法は、文書及び電子メールによる）。なお、参加資格を有する者は、町内企業枠審査の対象者となる。

③ 町内企業枠審査の実施と結果の通知

門川町長は、参加資格条件を有する町内企業枠の参加表明者について、審査会による町内企業枠審査を実施し、その結果を平成 29 年 10 月 2 日（月）までに、「結果通知書（様式第 24 号）」により通知する（通知方法は、文書及び電子メールによる。）町内企業枠候補者として選定された者については、町内企業候補者名簿に登載する。なお、当該名簿及び当該名簿に登載された者の参加表明書等（様式第 16 号から様式第 19 号）については、代表企業枠二次審査対象者に対し公表を行うものとする。

10 選考方法

プロポーザル審査は、次のとおり実施する。

(1) 審査会

プロポーザルの審査は、門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル審査会が行う。なお、審査会は、学識経験者、町民代表及び門川町職員から構成される 7 名であるが、委員の氏名については、選定における公平性を確保するため、設計者の特定後に公表するものとする。

(2)代表企業枠の審査

① 参加資格の審査

参加表明書等の書類審査を行い、参加資格、参加条件及び参加制限において条件等を備えている参加表明者は、一次審査の対象者となる。

② 一次審査（書類審査）

ア 審査予定日：平成 29 年 9 月 29 日（金）

イ 選考方法：審査会が審査事項に関する評価配点を決定し、参加者から提出された参加表明書等を採点のうえ、採点結果に基づき上位から 5 者程度を二次審査の対象者として選定する。なお、二次審査の対象者には、技術提案書の提出を要請する。一次審査は非公開により実施する。

③ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 審査予定日：平成 29 年 10 月 31 日（火）

二次審査の時間等詳細については、技術提案書の受付後に通知する。

イ 審査方法：審査会は、二次審査対象者について、技術提案書の内容及びその補足説明についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し二次審査の採点を行い、一次審査の得点を加算した上で、最優秀者 1 者及び優秀者 1 者を選定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施する。

④ 審査項目等

審査	審査項目	審査事項	配点
一 次 審 査	担当チームの実力	担当チームの技術者及び有資格者の状況	5 点
		管理技術者の経歴、業務実績及び受賞実績	10 点
		意匠主任技術者の経歴、業務実績及び受賞実績	5 点
		その他の主任技術者の経歴及び業務実績	5 点
	業務実施方針	本業務実施に際しての、基本コンセプト、設計上特に配慮する事項、業務への取組体制及び工程計画等	25 点
		小 計	50 点

二次 審 査	テーマに対する 技術提案	4つの課題についての業務理解度、課題の整理 及び検討状況、技術提案の独創性及び実現性	
		1. 防災の拠点施設となる安全・安心な庁舎 (南海トラフ巨大地震と大津波への対応)	15点
		2. 環境負荷の低減を考慮した地球環境に優 しい庁舎(再生可能エネルギーや省エネ ルギーシステムの導入)	15点
		3. 高台の立地を活かした町民の利用しやすい庁舎 (町民が親しみや安らぎを感じることのできる デザインとゾーニング)	30点
		4. ライフサイクルコストの低減が図られた庁舎 (新庁舎の設計・建設から維持管理経費を 含めたトータルコスト削減の方策)	20点
	担当チームの対応	担当チームに対するヒアリングにより、コミュ ニケーション能力も踏まえて審査	20点
		小計	100点
		合計	150点

(3) 町内企業枠の審査

① 参加資格の審査

参加表明書等の書類審査を行い、参加資格、参加条件及び参加制限において条件等を備えている参加表明者を町内企業枠審査の対象者とする。

② 町内企業枠審査(書類審査)

ア 審査予定日：平成29年9月29日(金)

イ 審査方法：審査会は、非公開により審査項目等の審査を実施し、本業務の設計共同企業体の構成員として、業務を適切に遂行することが可能であると認められた者については、町内企業候補者名簿に登載する。なお、町内企業候補者名簿及び当該名簿に登載された者の参加表明書等(様式第16号から様式第19号)については、代表企業枠二次審査対象者に対し公表を行うものとする。

③ 審査項目等

審査項目	審査事項
設計事務所の実力	業務実績、技術者及び有資格者の状況等
業務実施方針等	業務に対する取り組み姿勢

11 業務委託契約

(1) JVの結成

代表企業枠の二次審査において最優秀者に選定された者は、自らの責任において、町内企業候補者に対するヒアリング等を実施し、その中から最適となる1者以上を

選定して JV を結成し、設計共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

(2) 契約の方法

契約手続きは、門川町工事請負契約等事務取扱規程（平成 6 年規則第 1 号）の定めるところによる。

① 随意契約の相手方の決定

門川町は、(1)により結成された JV を、本業務の随意契約の相手方（以下「受注者」という。）として決定する。

② 契約

受注者から見積書を徴取し契約手続きを行うこととする。なお、受注者との契約が不調となった場合は、優秀者と町内業者で結成された JV と契約手続きを行うものとする。

③ 委託料の支払条件

委託料の支払いは、門川町財務規則（昭和 41 年門川町規則第 4 号）及び門川町公共工事費前金払いに関する要綱（昭和 46 年門川町規則第 83 号）の規定並びに業務委託契約書に基づくものとする。

12 その他

- (1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルにおいて本町に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局とする。
- (4) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第 15 号）を提出すること。
- (5) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。参加希望者が個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシーに十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛からないようにすること。なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。
- (6) 参加者 1 者につき 1 提案とする。
- (7) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (8) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、門川町の了解を得なければならない。
- (9) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (10) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、技術提案書の提出を要請する者の選定及び特定以外に参加者に無断で使用しない。
- (11) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製す

ることができるものとし、プロポーザル特定後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。なお、代表企業枠最優秀者の技術提案書(様式第 11-1~11-4号)については、プロポーザル特定後、町ホームページ等での公表を予定している。

- (12) 提出された書類は返却しない。
- (13) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (14) 本業務を受注した者(協力事業所を含む。)と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - ①一方が他方に出資していること(当該企業の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合)。
 - ②一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。
- (15) 門川町新庁舎建設事業では、当該業務とは別に新庁舎オフィス環境整備計画業務(窓口レイアウトや執務環境に関する整備)を専門業者に委託予定であることから、契約後は業務受託者との連携を図っていくこと。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定する。